

議案第六号

港区特別区税条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和八年二月十八日

提出者 港区長 清家愛

港区特別区税条例の一部を改正する条例

港区特別区税条例（昭和三十九年港区条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

第六条中「、」の下に「公示事項（同条第二項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号。以下「施行規則」という。）第一条の八第一項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を区の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによつてする」に改める。

第十六条第四項中「地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

付 則

1 この条例は、地方税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第一号）附則第一条第十二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

2 この条例による改正後の港区特別区税条例第六条の規定は、この条例の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（説 明）

地方税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第一号）の施行による地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部改正に伴い、納税通知書等に係る公示送達の方法を変更するため、本案を提出いたします。